

平成21年度 第1回 習志野市国民健康保険運営協議会 会議録

【開催日時】 平成21年8月4日（火） 14：00～14：40

【会 場】 習志野市役所 本庁舎5階A会議室

【出席者】

（委員） 麻生委員、伊藤委員、大木委員、小川委員、斉藤委員、永田委員、
廣瀬委員、藤木委員、星野委員、矢坂委員 以上10名

〈五十音順〉

（市職員） 荒木市長、志村市民経済部長、斉藤市民経済部参事、
工藤市民経済部副参事、広瀬国保年金課長、遠山国保年金課主幹、
高橋国民健康保険係長 〈記録：国保年金課 斉藤、岩本〉

【傍聴者】 なし

【議 題】 1. 会長、副会長の選出

2. 諮問事項の審議

諮問事項「出産育児一時金を現行の38万円から42万円に
改めること」

※その他報告事項

開 会

- ・ 工藤副参事（市）により、前会長入沢委員、前副会長木村委員が、5月20日付で退任された旨の報告があり、これによって正副会長の選出まで事務局により会議を進行することについて委員の了承を求め、承認された。
- ・ 新たに委嘱された、大木委員、小川委員、斉藤委員、藤木委員の4名を紹介した。

会長、副会長の選出

- ・ 国民健康保険規則により、正副会長は公益代表委員から委員全員の互選により選出する旨を説明し、各委員の意見を求めた。
- ・ 「前任同様、市議会副議長である斉藤委員に会長を、同じく市議会選出の小川委員に副会長をお願いできないか」という意見が出された。
- ・ 全委員に諮った結果、全委員の賛成によって会長に斉藤委員、副会長に小川委員が選出された。
- ・ 新会長に選出された斉藤委員が、会長就任の挨拶をした。
- ・ 事務局による進行を終了し、暫時休憩とした。

諮問事項の審議

- ・ 斉藤会長により会議が再開され、
 - 本日の出席委員が定足数に達しているため会議が成立すること
 - 会議録については要点筆記とすること
 - 傍聴希望者はいないことが確認された。
- ・ 審議に先立ち、荒木市長から挨拶があった。
- ・ 諮問書の読み上げ後、荒木市長より斉藤会長に手渡された。（この後、市長は公務のため退席）
- ・ 会長の指示により、広瀬国保年金課長が諮問事項について概要説明をした。内容は次のとおり。
 - 今回の諮問事項は、被保険者の出産の事実によって支給する出産育児一時金を、現行の38万円から4万円引き上げ、42万円にしようとするものであり、これは、国の緊急的な少子化対策の一環として、健康保険法施行令に規定する出産育児一時金が本年10月1日から平成23年3月31日までの暫定措置として、4万円引き上げられたことによるものである。
 - これに伴い、本市の国民健康保険条例も同様に改正し、平成21年10月1日以降の出産から4万円引き上げ、現行の38万円を42万円にすることで、被保険者の負担を軽減するものである。
 - 習志野市国民健康保険規則第3条第4号の規定に基づき、本協議会にて、

ご審議いただいたうえで、9月に開催される市議会に条例改正案として議案提出する。

○詳細については、資料に基づき、主幹の遠山から説明させる。

・資料に基づき、遠山主幹が説明をした。内容は、次のとおり。

○今回の改正は平成22年度末までの暫定措置とされており、その後の給付は、妊産婦の経済的負担を因るため保険給付のあり方、費用負担のあり方について引き続き検討を重ね、所要の措置が講じられる予定である。

○本市国保の出産育児一時金の年度別支給件数は、資料とおり減少傾向にある。

○出産育児一時金の改定の経過は、資料のとおりである。最近の改定は、本審議会でも審議いただいたが、本年1月1日施行の産科医療保障制度創設に伴う3万円の引上げである。今回の改定は、被保険者の経済的負担に着目した措置であるため、前回改定とは内容が少々異なるものである。

○今回の引上げ額4万円の財源については、資料のとおり2分の1の国庫負担がある。

・以上の説明に対し、質疑を求めた。委員の質疑及び事務局の回答は次のとおり。

質疑 他の健康保険にあっても同様の引き上げがされるのか。

回答 各健康保険においても同様の引き上げがされる。42万円は、最低保証の給付額であり、健保組合等ではさらに付加給付がされる場合があるが、この額を下回ることはない。

質疑 市町村国保にあってはどうか。

回答 市町村国保は、すべて42万円の同額で揃えられるものである。付加給付を実施している団体はないものと認識している。

質疑 出産育児一時金の支給件数が減少傾向にあると説明されたが、今年度の予算額、また支給見込件数はどのくらいか。

回答 今年度の予算は、支給件数182件、支給額6,916万円を計上しているが、4月から6月までの支給実績から、決算においては160件、支給額6,400万円程度と予測している。したがって、今回の引上げについては現状予算額での対応が可能である。

質疑 この出産育児一時金の支給は、対象者が申請をして支給されるものか。あるいは自動的に支給されるものか。

回答 支給の多くは、出産後、被保険者からの申請を受け、現金給付をしている。別の支給方法として、本年1月から実施している「受取代理払制度」がある。これは、被保険者が医療機関の承認を得た上で、

市に申請をすることで、出産育児一時金を市から直接医療機関に支払うしくみである。

この制度によって、被保険者が出産費用を事前に用意するという経済的な負担を解消している。

- ・ 質疑を終了し、採決を行った。
- ・ 採決の結果、全委員の賛成により諮問事項に同意することを決した。
- ・ 答申書の作成については、会長に一任することを決した。

報告事項

- ・ 「出産育児一時金の直接支払制度」が本年 10 月 1 日から実施されることについて、遠山主幹から報告があり、これに対する質疑回答があった。
- ・ 志村市民経済部長から、今回の審議及び 9 月 30 日をもって本運営協議会の委員任期が満了する方々に対し、感謝の言葉が述べられた。

閉 会

斉藤会長により閉会が宣言された。